

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助琉球政府財政赤字問題 (2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43567

牙子回日米交渉

秘
無期限

条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

第3回 琉政赤字問題 対米交渉

46. 2. 2

米北一

標記の第3回 対米交渉 下記に於ての準備
討議あり。おしらせ。一。二。三。

記

日時：2月3日(水) 3:00 PM 於

場所：851号会議室(新館)

午後、2:00~3:00 於ては 日本側 打ち合せを行
う。予配に於ては。

予配に於ては。

2:30 打ち合せ

2 米国内閣の地球政府援助予算

この会議において、米国内閣の地球政府援助予算額の増額について、
 本日の連綿を依頼したところだが、日米協議委員会において、
 中大臣が「施政報告としての責任を果たすという意味において、沖縄

援助費に於いて格別の配慮を行うことを希望し、この発言が
 行われた。 近く、予算教育が公表されるというところだが、
 沖縄援助費に因りて、どのような情報があるか、 早く正式には
 何呀頃、予算向案が決定されるのか、 情報があれば、教之に望む。

3 Participation について

(1) 沖縄の付随会議において、米側から、予算及本面でのケツクを打ち出す
 舞内家における小委員会設置の提案があったか、 沖縄事務局と米政府
 各局との間に何れかあり、また、その打ち合わせの機軸を作ることに
 琉球政府が打って態度を硬化させるというおそれがあるか、
 小委員会設置については賛成しかたない、琉球政府は内政干渉が
 行なわれるというところを明確に打ち出す組織が打たれるか、

在来急ぐ入札と考之らゆるようを助言や指導でも、その組織から、否よか
まのであるというにて理由として、急ぐ入札拒否と考之らゆる

(2) 才1回の合議で江沼氏は、1966年に民政府が同じ建物から

別よてから、両者の関係が事実上疎遠になり、予算関係については
助言を与えることが困難になり、むしろ、同じ言葉を話す日4人が

助言の方向が異なると考之て participation という発想に落ちると

述べよゆか、その分析は正しいかと思う。復帰を明年に

控えて、最近疎遠になつて来たゆか、来側が急にうる助言を

与之ると言つても、琉政側は言うことと原因が、反撥する位であった。

送つて participation の方法として、大筋を 日米間での協議と

具体的に相基は、日平政府が行さうという形をとりか

ふんと思ふ。才1回の合意における江沼氏の発言からか

琉球政府の財政運営に肉して、日米両口間の意見は 大筋を差は

をいかに思わぬ。

(3) 下記の日政府が琉球政府を指導する場面の基本的考慮を
申し上げたい。

① 琉球政府財政の健全化を目的として、琉球政府のD及び果への
引込を円滑化を図る必要がある。

そのための具体的方法について、琉球政府予算の編成及び執行を
通じ、日政府と十分協議させる。

② 財政の健全化のために、特に日政府と協議してその削減
と増子増入を行わせるようにする。

③ 税制の改正に当たっては、税制の一体化及び財政の健全化の
見地から、本土のD税、地方税と同等の税率及び内容に
おしよせたいようにする。

④ 琉球政府財政の経済増進における引込を円滑にするため、国庫か
信託に及ぶおろそ経費の計上を避けるようにする。

(4) 以上のとおり方針に従って行なわれ指導の状況について、
東京と沖縄とで随時 御連絡することとしたい。

4 琉球借入金の処理について

(1) 沖縄返還協定の締結を早めるといふ情勢に次第に到つたところから
琉球政府の借入金 の処理について 早急に結論を出さなければ
ならぬと云つてゐる。

1月4日付の琉球新報に 琉球借入金の処理

について記事が出て、米口政府の責任から 米口の問題とすべからず交渉がは
ら引継ぎ差の訂正から差を引くべしと云つてゐる。 (と云ふ主張がある) 米口が責任を負ふ
外債は交渉事項の説明の一般の例にならう。 この交渉の条件と同様
に答へたことはあるのではないかと云ふ。

Y.M.W. (Y.M.W.)

(1) 琉球政府は、米國政府の政策により、一般会計の借入金に認められていたが、

1967年度において初めて資金運用部から借入を行なった。それ以後借入金額は

急速に増加し、14年6月末71年度末(約47)に達する見込である。72年度において不

健全な借入を行なわれなくて済むよう万全の措置をとるに決まると判じられるが、

次の理由により、琉球政府一般会計の借入金については、米側の責任において借入

借入金を含む筈で、日米間に引渡しは、又は米側が借入金相当額を

負担すべきである。

① 琉球政府借入金が増加の原因の一つは、米側の琉球政府援助金の

削減にある。特に年度当初に援助金約束していたものが、議会に削減される

ことがしばしば、米側の責任である。

② 布衣税制による非琉球人課税の特例や、油脂課税金の制度により、一般会計の

歳入が減少する結果となっている。

③ 予算の最終的承認は、米側が保有しており、予算の健全性を確保する

には、米側の責任である。

左記、一般会計借入金以外に、政府債務(債務負担行為、特別会計、政府信用保

険、内閣、負債)により、自由な交渉が行なわれる。

(資料2)各年度の借入金の経緯

琉球政府が行った各年度の借入金の事情は次の通りであり、借入金は先は1971年度の一部を除きすべて資金運用部である。

(1) 1967年度 3500千ドル借入金、

当初予算の中には2051万法改正増予定分として4,000千ドルを念頭にいたが、それが実現しなかったために予算補正によりこれを減額し、代りに3,500千ドルの借入金を計上した。

(2) 1969年度 14,900千ドル借入金、

(i) 当初予算 米民政府が援助の打ち切りの意向を表明していた油脂納付金3,700千ドル及び米民政府への調整がかった米側の管理する国有財産利用収入900千ドルの合計4,600千ドルが計上された。

(ii) 補正予算 油脂納付金等4,400千ドルが未入減となったほか、又経済成長が鈍化したこともあつて、一般の徴収も15,700千ドルの大幅減収が見込まれることとなった。

(iii) 借入金等 そこで米口政府援助1,200千ドルの増額のほか、財政処理の特別措置に関する法律により、15,640千ドルの借入金権限を取得することにより対処することとなった。

しかし、当該年度にかいては、9,900千ドルのみが実行され

5740千円の借入権限は翌年度に繰り越された。

このほか、この年度には当初予算の時より5,000千円の借入仕が予定されており、これはそのまま実行されたので14,900千円の借入仕が行なわれたこととなる。

(3) 1970年度 14,700千円借入仕。

当初予算において、13,472千円の借入仕を行なうこととなっていたが、実行段階で10,000千円に削減された。

このほか、前年度より繰り越された借入仕が5,740千円の権限のうち、4,700千円が実行され合計14,700千円の借入仕が行なわれた。

(4) 1971年度 17,500千円借入仕予定。

米国の教職員給与の援助の打ちりに伴う、財源不足6,000千円の外、大幅な財源不足が生じ、17,500千円の借入仕を行なう予定となっている。

(1) 借入金 17,500千円

(2) 給与 給与改定費を当初原案に比し200千円削減。即ち

(i) 団体交渉の結果である期末手当一律15千円支給の全額削減。

(ii) 給与改定12月実施を1月とし、8月のボーナス20%増を10%増に削減。

2. 米國政府の琉球政府援助予算

・进出口税の予算削減によれば、70年度の対米関係予算は

71年度の予定額 617万FIVEに 222万FIVE減少している。

・この結果、琉球政府予算に計上される各部分を含めてAK

1A 費金は、71年度予定額 336万FIVEに対し 125万FIVE

にのり、米國民政府一般費金による直接間接の各種援助

を含めた総当経費の額が減少するが、これは、米側が

・また、この会議において要請された、米日協議

経費金については、米中大臣が発言した如く、後述を控

え、琉球政府としての責任を果すという意味において、米側

の懸念が、望まぬ方向にあること、この来は、米側は、懸念を

あきらかにしている。

なお、70年度の琉球に対する米政府の一般費金による救

助については、米政府の意向として、米側の懸念が、米本國の

予算当局との間にあること、また、米側の内容

が、米側の琉球承認に、米側の意向が、後述の通り

本々以て、神總に於ける各種の英譯業の引繼きの關係に
 對し、各該英譯業の引繼きの切替は、且其相方の充分
 理解の努力を爲さざるは、其の計畫に對する引繼きの
 個人希望あり。

~~本条を改正し、その旨を施行令で定めることとする。~~

~~本条を改正し、その旨を施行令で定めることとする。~~

(2) 第1回の合議で江紀川氏は、1966年に民政府が同じ建築物から

別出たが、両者の肉皮が事実上連続している。予算関係にあっては

助言を要することか困難にあら、た。同じ言葉を話す日本人が

助言した方がよいと考えて、participationという発想にあら、と

述べたが、その内容を分析し、正しいものと思う。復帰を明年に

控えて、最近疎遠になつて来たため、来週から急にうる助言を

与えると言つても、琉政側は言ふことと別が、反撥するだけである。

よ、^{本條}明年度本國援助費の削減といた、^{本條}中華の中、^{本條}本國にあら、

復帰後健康から懸念ありと考へる。

従つて participation の方法として、大筋を日米間で協議し

具体的を相違は、^{要約}日米政府が行なうという形をとるが、

よいと思う。第1回の合議における江紀川氏の発言からすると

琉球政府の財政運営に因りて、日米両国間の意見は、大に差は

をいかに思わせる。

(3) 2022 年政府が「琉球政府を指導する場合の基本的考え方を

申し出た。

① 琉球政府財政の健全化を図り、かつ琉球政府の ID 及び集への

引込を円滑化を図る必要がある。

そのための具体的な方法について琉球政府予算の編成及び執行を

通じ、日本政府と十分協議させる。

② 財政の健全化のために、特に「特に日本政府と協議して、その除却

を必要とする」を行なわせるようにする。

③ 税制の改正に当たっては、税制の一元化及び財政の健全化の

観点から、車土の口税、地方税を一律に ~~一律に~~ 一律に ~~一律に~~ 一律に

おしよせにするようにする。

④ 琉球政府財政の経済成長における引込を円滑にするための「租税

の削減に及び、その経費の計上を遅延するようにする。

(4) 以上の内容を方針に定め、実行すべき指導の策現について

東京と沖縄とで「臨時」御連絡するにとした。

(2) 琉球政府は 米國政府の政策により 一般の 入金に認められていたものが

1969年度において初めて 資金運用部から借入を行なった。それ以後借入金額は

急速に増加し、^(46年6月末) 71年度末では約47.5兆円に達する見込である。72年度において、不

健康な借入を行なわれなくなるとの措置をとるに及びたいところである。

次の理由により 琉球政府一般会計の借入金については 米側の責任において清算し

借入金のその途で 日中側は引当金が必要。又は 米側は借入金相当額を

負担すべきである。

① 琉球政府借入金の増加の原因の一つは 米側の 琉球政府援助金の

削減である。特に年度当初に援助を約束していたものが 議会に削減された
ところが多い。米側の責任である。

② 布衣税制による非琉球人課税の特例や 油脂課税金の制度により 一般会計の
歳入が減少する結果となっている。

③ 予算の最終的な承認は 米側が保有しており 予算の健全性を確保する
ことは 米側の責任である。

なお 一般会計借入金以外の 政府債務 (債権負担行為、特別会計 政府関係
機関の負債) については、各自が交渉を行っている。

(3) 琉球政府は、91年度予算の執行過程において、沖縄銀行から

既に200万円の借入れを行っているとのことあり、また更に800万円の

借入を行うおそれがあるとのことであるが、それは現金の不足を

補うための一時的借入が、または予算で見込んでいる長期借入金の

一部をなか、御託知をさしおける融けたい。今をたれどかたり

上げて来た数字は、その沖縄銀行からの借入を考慮している

ところである。

(借入)各年度の借入金の経緯

琉球政府が行った各年度の借入金の事情は次の通りであり、借入金は1971年度の一部を除きすべて資金運用部である。

(1) 1967年度 3500千ドル 借入金

当初予算の中には2051万法改正増予定分として4,000千ドルを念入りにいたが、それが実現しなかったために予算補正によりこれを減額し、代りに3,500千ドルの借入を計上した。

(2) 1969年度 14,900千ドル 借入金

(i) 当初予算 米民政府が援助の打ち切りの意向を表明していた油脂納付金は、700千ドル及び米民政府との調整がなされた半額の管理する国有財産利用収入900千ドルの合計4,400千ドルが計上された。

(ii) 補正予算 油脂納付金等4,400千ドルが投入減となったほか、又経済成長が鈍化したことにより、一般の税収も15,700千ドルの大幅減収が見込まれることとなった。

(iii) 借入金等 そこで米民政府援助の7,200千ドルの増額のほか、財政処理の特例措置に関する法律により、15,640千ドルの借入権限を取得することにより対処することとなった。

しかし当該年度においては、9900千ドルのしかが実行され

5740千円の借入は、翌年度に繰り越された。

このほか、この年度には当初予算の時より5,000千円の借入が予定されており、これはそのまま実行されたので

14,900千円の借入が行われたことなる。

(3) 1970年度 14,700千円の借入は、

当初予算において、13,472千円の借入は実行なうことになっていたが、実行段階で、10,000千円に削減された。

このほか、前年度より繰り越された借入以外5,740千円の権限のうち、4,700千円が実行され合計14,700千円の借入が行われた。

(4) 1971年度 17,500千円の借入は予定。

米口の敷設員給与の援助の打ちりに伴う、財源不足6,000千円の外、大層な財源不足が生じ、17,500千円の借入は実行予定となつてゐる。

(1) 借入金 17,500千円 (前年度比)

(2) 給与 給与改定費を当初原案に比し300千円削減。即ち

ii) 団体交渉の結果である期末手当一億15千円支給の金額削減。

iii) 給与改定 12月実施を1月とし、8月のボーナスの20%増を10%増に削減。



琉政借入金関係附属資料

- 1 琉政借入金実行年度別内訳
- 2 各年度の借入金の経緯
- 3 琉政一般会計七入財源別分類
- 4 日本政府援助の推移と総額に上りた割合（一般会計）
- 5 琉政財源賦と布衣税制撤廃要求等について
- 6 油脂課徴金について（財一般資金収支）
- 7 米民政府の琉球政府予算に対する要請
- 8 琉政借入金と類似県地方債等
- 9 ガーレ協定におけるガーレ地方政府負担の処理
- 10 琉球政府債務負担行爲について

1 琉球借入実行年度別内訳

(単位千円)

年度	建設借入比	赤字借入比	合計
1967年度	(0) 3,500	(3,500) 0	3,500
1968	0	0	0
1969	5,000	9,900	14,900
1970	10,000	4,700	14,700
1971(予定)	(10,500) 11,500	(7,000) 6,000	17,500
計	(25,500) 30,000	(25,100) 20,600	50,600
債務償還等消滅	(1,083.7) 2,833.7	(3,989.1) 1,239.1	4,072.8
差引 残高	(28,416.3) 27,166.3	(22,110.9) 19,360.9	46,527.2

(注)上記建設と赤字の区分は琉球の分類に従って、71355 建設借入に分類されたものとして、1971年度の還付手当のたかき借入 1000 千円は財政特別法に於て赤字借入に分類せず(ただし、1967年度の 3,500 千円は本年度途中の補正に於て、本土の 40年公債発行の例に於て、この赤字借入に分類されたものと見做した。上表の()者は、前者と赤字借入に分類した場合の金額である。

(資料) 琉球政府財政調査委員会

2 各年度の借入金の経緯

琉球政府が行った各年度の借入金の事情は次の通りであり、借入金は先は1971年度の一部分を除きすべて資金運用部である。

(1) 1967年度 3,500千ドル借入金。

当初予算の中には2051万法改正増予定分として4,000千ドルを念入りにいたし、それが実現しなかったために予算補正によりこれを減額し代りに3,500千ドルの借入金を計上した。

(2) 1969年度 14,900千ドル借入金。

(i) 当初予算 米民政府が援助の打ち切りの意向を表明していた油脂納付金3,700千ドル及び米民政府との調整がなつていた米側の管理する国有財産利用収入900千ドルの合計4,600千ドルが計上された。

(ii) 増正予算 油脂納付金等4,400千ドルが未入減となったほか、又経済成長が鈍化したことにより一般の税収も15,700千ドルの大幅減収が見込まれることとなった。

(iii) 借入金等 そこで米口政府援助7,200千ドルの増額のほか財政処理の特例措置に関する法律により15,640千ドルの借入金権限を取得することにより対処することとなった。

しかし当該年度においては、9,900千ドルのみが実行され

5740千円の借入権限は翌年度に繰り越された。

このほか、20年度には当初予算の端より5000千円の借入が予定されており、これはそのまま実行されたので14,900千円の借入が実行されたこととなる。

(3) 1970年度 14,700千円借入。

当初予算において、13,472千円の借入が実行なうことになっていながら、実行段階で10,000千円に削減された。

このほか、前年度より繰り越された借入以外5740千円の権限のうち、4,700千円が実行され合計14,700千円の借入が実行された。

(4) 1971年度 17,500千円借入予定。

米口の教職員給与の援助の打ちりに伴う財源不足6000千円の外、大幅な財源不足が生じ、17,500千円の借入を執行予定となっている。

(1) 借入金 17,5百円

(2) 給与 給与改定費を当初原案に比し2005千円削減。即ち

(i) 団体交渉の結果である期末手当一律15千円支給の金額削減。

(ii) 給与改定 12月実施を1月とし、8月のボーナスの20%増を10%増に削減。

3 琉政一般会計收入財源別分類

(単位：千円)

区 分	1966年度		1967年度		1968年度		1969年度		1970年度		1971年度	
	決算	構成比	決算	構成比	決算	構成比	決算	構成比	決算見込	構成比	予算	構成比
租税及び印紙収入	47,660	71.7	58,653	61.2	70,374	61.9	72,995	55.1	83,888	52.7	97,276	48.7
雑収入等	5,224	2.8	7,158	7.5	11,694	10.3	3,445	2.6	3,601	2.3	3,907	2.0
(内油脂販売納付金)	(3,000)	14.5	(3,300)	3.4	(3,500)	3.1	(-)	(-)			-	
借入金	-	-	3,500	3.6			14,900	11.2	14,700	9.2	17,500	8.7
日政援助金	5,290	2.8	17,200	17.9	21,828	19.3	26,924	20.3	41,371	26.0	62,263	31.0
米政援助金	7,091	10.7	9,405	9.8	7,657	2.5	14,332	10.8	15,626	9.8	13,235	6.6
合 計	66,405	100.0	95,916	100.0	113,613	100.0	132,576	100.0	159,186	100.0	200,781	100.0
(注) 1970年度決算見込みは「おかげ」変動の可能性あり												
(資料) 沖縄県庁の現林, 及び琉球政府財政調査に基づき												

(5)

午 日米政府援助の推移と総額に占むる割合 (一般会計)

会計年度	予算総額 ①	米日政府援助			②/① (%)	日本政府援助 ③	③/① (%)
		ARIA	一般資金	計 ②			
1966	65,046,380.29	2,286,144.72	-	2,286,144.72	12.74	6,520,270.03	12.02
1967	90,791,185.79	2,218,330.85	297,900.00	9,118,130.85	10.04	15,356,859.74	16.91
1968	114,117,727.00	2,733,000.00	1,600,000.00	10,333,000.00	9.05	23,714,571.00	20.78
1969	147,969,520.00	12,742,371.00	5,600,000.00	19,342,371.00	13.08	32,248,882.00	21.80
1970	165,080,761.00	15,150,000.00	2,540,000.00	18,690,000.00	11.32	47,958,574.00	29.05
1971	200,780,511.00	2,665,000.00	10,570,000.00	13,235,000.00	6.59	68,263,007.00	33.99

(注) 66.67 は決算 68.69.70 は補正予算 71 は予算

資料 琉政財政関係資料
琉政予算の説明

6. 油脂課徴金について

沖縄に於いて使用された石油は、全て米民政府の許可を得た
との間の独占供給契約に基づいて、米民政府が廉価に購入し
その後に課徴金を加えた価格で琉球石油及び陸海軍、海兵隊
に引渡された。ただし、軍への課徴金は行われず、他の部分
に充てられた。以上の業務は、石油配給基金 (Petroleum Distribution
Fund) (略称 P.D.F) により行われ、課徴金収入は当該基金から一般資金
に払い込まれて一般資金支出の財源とされている。
石油配給基金から一般資金への払込みは、その支出状況
は本略表のとおりである。また、1968年度は石油配給課徴金収入
の一部が琉政一般会計の一般財源を補うに於いて油脂販売納付金
として取扱に与えられた。1969年度以降は中止された。
なお、油脂課徴金収入のその使用は本表のとおりである。

0000

一般資金收支狀況

(4F1V)

	1969 (実績)	1970 (計画)	1971 (計画)
期首現金	577	290	3,070
取			
企業収入	4,752	5,237	6,969
油脂課徴金収入	11,022	13,950	13,200
その他	489	400	500
入計	16,311	19,827	20,669
総利用可能資金	14,888	20,127	23,739
投			
琉球開発金融公社	2,285	2,031	2,130
琉球電力公社	3,067	7,189	5,611
琉球水道公社	1,600	1,867	4,928
経済援助			
下水道	4,150	2,500	2,500
その他	4,154	3,090	9,130
出			
市町村援助	399	300	300
災害援助	149	200	200
石油施設	194	330	150
総支出	14,598	17,107	23,739
期末現金	290	3,070	0

資料 米下院 支出委員会 議事録

7. 米氏政府の琉球政府予算に対する異議

(1) 1969年度予算

不審前の報告

一般会計予算支出に琉球政府が計上した財産管理収入 700.000 F.L. (実際は 60.000 F.L. と言. 7.13) を支拂つたが、これに政府債務負担行為

(budget contractual authority) を 490 万 F.L. から 560 万 F.L. に増加させたことを提案し、油脂販売納付金は琉球政府の石油販売開始されたにもかかわらず通告した。(1968. 4. 30. ハバロダ-民政官主席宛)

口. 予算通過後の異議

財産管理収入 700.000 F.L., 油脂販売納付金 3.700.000 F.L. から
支出に計上されたため承認を拒否した。(1968. 7. 30. ハバロダ-民政官主席宛)

(2) 1969年度補正予算

1969年度赤字借入法 (1564 万 F.L.)、1969年度一般会計補正予算
1969年度特別会計補正予算は承認することを拒否した。

(1969. 6. 4. 民政官法審委員長
シヨウ・A. ライトホール 総務局長宛)

(3) 1970年度予算

不審前の報告

定員増 (740人), 日政援助事業負担増等の過少計上
(1450万 F.L. に対し 1800万 F.L. 必要と主張). 社会保険特会の余裕金は

給付費及び事務費の計上から出たハズレであり、福祉施設費等には使用
不能で残ったこと、及び借入金種が一過大であることについて考慮を要した。

(1969. 6. 5. 民政官法審委員長 シヨウ・A. ライトホール 総務局長宛)

ロ 予算通過後の異議

1970年度一般会計予算 特別会計予算 承認済存在。

(1969.9.5 民政府法審委員長 リキヒト.キ.コウセイ - 総務局長宛)

(4) 1971年度予算

イ 事前の報告

1750万円の借入は過大であること、税制の本土との一体化で2000兆円の増収が可能なことにかかわらず実行しないこと、及び定員増(700名)の中止を要すこと等

を理由として承認を拒否す。 (1970.5.19 民政府法審委員長 リキヒト.キ.コウセイ - 総務局長宛)

ロ 予算通過後の異議

1971年度一般会計予算 承認済存在。

(1970.10.13 民政府法審委員長 リキヒト.キ.コウセイ - 総務局長宛)

8 琉政借入金と類似県地方債等

(単位百万円)

県名	支出上占りの借入金割合			借入残高と財政規模			備考
	借入金 A	支出総額 B	A/B (%)	地方債等残高 C	規模 D	% (%)	
島根	907	56,395	1.6	10,348	44,462	23.3	
徳島	1,726	50,865	3.5	10,159	42,030	24.2	
高知	703	53,536	1.3	11,046	46,819	23.6	
佐賀	1,137	51,270	2.2	9,750	43,790	22.3	
宮崎	1,750	65,031	2.7	13,415	55,140	24.3	
琉政	6,300	72,281	8.7	16,750	72,281	23.2	
国	430,000	7,949,764	5.4	2,687,765	5,937,082	45.3	

資料 地方財政設計 (国土庁財政調査班より)

・ 琉政は71年度末見込71年度予算。地方債借入金及支出総額は70年度予算。地方債残高及規模は43年度末及43年度決算。

・ 国は借入金及支出総額は45年度予算。残高及規模は43年度末及43年度決算。

10. 琉球政府債務負担行爲について

1967年度以降の政府債務負担行爲の翌年度繰越額は以下の

とおりである。

	1967年度	539	単位千円
	1968	6,463	
	1969	5,511	
	1970	7,285	
	1971 (予算)	2,432	

上記金額の内 大部分は予算補正(注)行われており、その原因は

1) 既に援助金受入済の日政援助事業の琉政一般財源

に上り裏負担を一般財源不足のため翌年度へ繰り越すこと

(大部分を占める)

2) 単独事業を拡大したため財源が不足したため

等があるが、基本的には人件費等の支出増(注)一般財源

が不足したため行なわれたもの、毎年度末に定率の繰越高

が存在していることと借入債務類似の繰越差を認めて

思わぬ。

大蔵省作成資料

（1915年）

交涉資料

(XK151110)



琉球政府一般会計の借入金に関する交渉について

45. 7. 2. 10
(赤田 憲談官室)

1. 対米交渉の項目

各項目は相互に関連するが次の2項目とする。

(1) 琉球政府一般会計借入金処理

3. (1) 70会計年度までの累積発行額 33,100千ドル(発行ペース)は

既発生のもの処理として交渉する。

2. (1) 71会計年度の発生見込額 17,500千ドル。今後増加せぬよう、(2) 34115千

ドルの削減を要する

削減するよう) 指導する必要があるが、削減された限り、既発生もの処理として交渉する。

既発生
削減

4. (1) 72会計年度中には、新現の借入金を発生させないよう

する必要があるが、そのため72会計年度の米国の対琉政

援助額、特にARRIAの額を前年度よりも増額するか

少なくとも削減させないよう交渉する。

(2) 琉球政府一般会計予算、税制、運用部の編成の指導に

関与する参加 participation

4. 琉球政府の予算等の編成のあり方は、復帰

準備の見地のみならず、借入金の発生を防ぐ

意味から重要であるので、日米間を基本的事

方針にのぞ計議する。琉球政府とはその後

具体的問題について指導する。

(4) その場合、琉球政府の予算等の編成に関連し、

税金^① 及び油脂課徴金^②の問題についても、広く

とらえることとする。

(1)(2)上記(1)(2)に述べたとおり、71会計年度の予算の運営について琉球政府の指導を行う。

2. 対米交渉の順序

(1) 上記2項目は逐次 対米交渉の項目としてとらえるが、

時間的関係からあるので、1の(1)の(1)の

72会計年度の米国の対琉政援助項目から

とらえる。

(2) 12月14日から1週半に才1回の交渉を行う。

3. 交渉メンバー

(1) 外務省 —— 北米一課長、関係課長 (外務省一任)

(2) 対策庁 —— 調整部長、振興課長 (対策一任)

(3) 大蔵省 —— 赤田審議官(岡田参事官)、法規課長(森田補佐)

琉球政府の借入金について

45.12.7

大蔵省

1 中1回 交渉要領

琉球政府は 米国の政策により、^{一般会計の}借入金に認められていたが

1967年度において初めて 資金運用部から借入を行なった。それ以後借入額は

急速に増加し、^(144年6月末)71年度末に約49億円に達する見込である。72年度において、不

健全な借入を行なわねばならぬ旨の措置をとるに決まるといわれるが、

次の理由により、琉球政府一般会計の借入金については、米側の責任において清算し

借入金をその途で、日米間に引き継ぐか、又は、米側は借入金相当額を
負担すべきである。

(1) 琉球政府借入金の増加の原因の一つは、米側の琉球政府援助金の
削減である。

(2) 布衣税制による非琉球人課税の特例や、油脂課税金の制度により、一般会計の
歳入が減少する結果となっている。

(3) 予算の最終的な承認は、米側が保有しており、予算の健全性を確保する
ことは、米側の責任である。

(注) 1 借入金総額の推移及び各年度の借入の経緯と資料として提出する。

2 一般会計借入金以外に、政府債務(債務保証行為、特別会計、政府内債、
税関の負債)については、当回には交渉を行なわずに、明らかである。省

2. 米2回の交渉要領

(1) 予想される米側の交渉論

(A) 知念税制廃止により米収入増、米売上げ増、米土税制の適用により米収入増の方向を以て。また、油脂課徴金は経済民生安定のために控置される。

(B) 琉球政府の自治拡大という方針の下では、琉球政府の行為の方向に責任を負うことはできない。

(C) 借入金という点、それらの見合いで結局琉球の経済は向上しているわけであらう。借入金を返済させることは、むしろ米側の増加した負債は、米側に所有権を

移転するべきであるという点に各々が一致し、果して言うならば、
米側が借入金の返済を促すことは、米側の利益である。

(D) 米、D4の果は借入金を有しているが、それとを比較して琉球政府も借入金が必要である。

(2) これに對する再反論

(A) 布金税制は、米Dが沖縄に米D企業を誘致するにために作られたものと考へられるが、そのおと制度は、米D自身の負担で行き方が悪い。

本土規制の適用については、米側の強力を標準に行われるべきである。

例) 印金規制の問題と対応して考えよう。

油脂課徴金の使途が明確になると、何とも言えない。(米側が資料を提出した)

(10) 琉球政府に対する監督は、通常の監督範囲内、VISAを使わさずして

遠方に旅行禁止である。アメリカはそれらを意向を持って、十分準備して来た時代もあった。

(11) 米側としては、琉球政府に対する援助は、^{基本として}資金を米口所有とするべき

考え得る策である。日米側が支払を行おうとした。米口所有の資金が十分である。

② (12) 米が借入金を持っているが、各方法は、日米口内部の問題である。現在問題と

して、その日米口内部の問題の処理の問題である。

(13) 金貸しは、日米側は、米口の資金を有償で引き出すという公正かつ

標準を定めた。個人レベルに対して、米側が監督して、琉球政府の

債務にのみ適用しようという態度をとる。fairness

3. 中3回の交渉要領

(1) 中1回の交渉における米側の反応、中2回の交渉状況に於ては、
 ① 交渉の交渉に際しては、
 ② 中2回の交渉に於ては、
 ③ 交渉の交渉に際しては、

(2) 建設借入金の赤字借入金の分岐を以て、赤字借入金の分岐を以て

再提案する
 建設借入金 赤字借入金 (41%)

1967FY 3.5%

1968 5.000 9.900

1970 10.000 4.900

1971 10.500 7.000

計 25.500 25.100

(3) 1971年10月1日現在、建設借入金の残高は、

建設借入金 25.500

(4) 市中銀行からの借入

(琉球銀行から)

同じ借入であった1971年度に予定された借入は、市中銀行からの借入と異なり、貸付と返済の度合が異なり、返済は指前すべきであった。

II 些方より採用すべきが検討すべき事項

(1) 特別会計及び政府関係機関の状況

一般に事業会計、融資会計、不健全で、郵政事業、農林漁業、年金、融通、貸付、借付問題が多い。

これに対して、保険会計、特に医療保険制度は収支状況がよいか、医療保険の場合、本支と異なり、現物給付で、給付は大きく影響して、給付水準の低さを示す。これに過ぎない。政府関係機関については、総放送協会、観光庁、事業団、など、各理状況が思わしく、よいものが多い。未測より復向が示される。この状況を説明する。

(2) 権限移譲問題

本件交渉は、いわゆる権限移譲問題と付切り、高じて交渉が行われる。わけであるが、琉球政府の47年度予算問題に関連し、(当方が47年度の未取扱いを問題にする場合) 未測付 participation にかかると

当方の態度を復して行く可能性がある。従って、いかばら形で「琉球政府の手算編成を指導して行きたいと考えている」かの大略を検討しておく必要がある。

(2) 未収援助事業

未収援助事業（福地タム及び那覇空港（タム））において未側付残事業を日本側で実施するよう要請して行く。従って、もしこれを日本側が受託する場合には、「この材料」に添えたいことはいろいろと思われ、手算編成とのかみ、そのよう言いかたができ（る）。現段階では、日本側としては、未側付がてきり援助事業を完成して行くつもりはないと考えているという程度に止まるであろう。

(4) 国際法の原則（これは国際法例）

山口調査委員の連絡には、未側付、国際法の原則（Principle of International Law）に従って解決されるべきであることと示されていることであるが、山口調査委員が未側の2,3人（に）を問うたところと特に何らかの要請、国際法を意味するものではない。国際的公平（equity）という広い概念を考えている模様である。当方としては、現在のところ「ザル」問題の処理、米西戦争後の処理が多少参考になるかどうかという程度に考えているので、未側が言及してきた場合にも、当国国際法の原則（これは先例というものはいろいろある）かという点で、応答するがどうか。